

令和4年4月1日(金)から 「ごみの有料化」が始まります

「ごみの有料化」とは、ごみを出す人が出す量に応じて、ごみ処理費用の一部をご負担いただく制度です。具体的には、市の指定する「有料指定袋」を購入していただくことで、ごみの処理費用の一部をご負担いただくことになります。

【有料化の対象となる品目】

燃やせるごみ

・ 燃やせないごみ(不燃物 A・不燃物 B)

現在は、透明・半透明の袋に入れて、ごみステーションに出していただいておりますが、令和4年4月1日からは、市の指定する有料指定袋に入れて出していただくことになります。

3月31日(木)まで



4月1日(金)から



有料指定袋の種類・販売価格

有料指定袋のサイズ	販売価格(10枚セット)※非課税
45リットル	500円
30リットル	300円
20リットル	200円
10リットル	100円
5リットル	50円

※10枚セットでの販売となります。

●有料指定袋の販売店

有料指定袋は、玉野市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店、隣接市との市境の取扱店販売を予定しています。

販売店や販売開始時期は決まり次第、「広報たまの」や市ホームページでお知らせします。

●**有料化対象外の品目【資源化物】** ※4月1日以降も従来どおりの出し方で出してください。

品 目	排出方法
ビン 缶	ごみステーションに設置されている コンテナ
ペットボトル その他プラスチック製容器包装	透明・半透明の袋
古紙	紐でしばる 4月1日から、「小さな雑がみ」は紙袋・封筒に入れて出すことを可とします。

●**有料化の例外品目** ※燃やせるごみの一部と危険性の物を、有料化の例外として扱います。

例外品目	排出日	排出方法
剪定枝・落ち葉・雑草	「燃やせるごみ」の日	透明・半透明の袋(剪定枝は紐でしばって排出可)
危険性の物 (乾電池・蛍光灯・水銀体温計・温度計・スプレー缶・使い捨てライター等)	「不燃物 A・危険性の物」の日	透明・半透明の袋(蛍光灯等は購入時の保護紙でも排出可)
地区クリーン作戦等のボランティアで出されるごみ	随時	地区クリーン作戦等の届出をおこなったうえで、集積箇所に排出

「回収拠点」に出す品目

有料化実施に伴うその他の施策として、令和4年4月1日から「古布と廃食用油(植物性に限る)の回収」を実施します。以下の回収拠点の施設営業時間内に持ち込み、排出してください。

品 目	排出方法
古布	透明・半透明の袋
廃食用油(植物性に限る)	不純物を取り除いて、 ペットボトルに入れる

回収拠点 … 各市民センター・市役所・東清掃センター

営業時間 … 平日 8時30分～17時15分

※第4日曜日は東清掃センターに排出可能

家庭系ごみの有料化について、制度内容の説明動画を市ホームページや市公式YouTubeチャンネルに掲載する予定です。また、8月からは有料化制度の地区説明会も予定しています。詳しくは、「広報たまの7月号」や市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先：玉野市環境保全課 電話番号 0863-32-5520